

|      |                               |                            |   |
|------|-------------------------------|----------------------------|---|
| 要望項目 | 一般国道7号等の整備促進について（継続）          |                            |   |
| 要望先  | 国                             | 国土交通省（道路局（総務課、企画課、国道・技術課）） |   |
|      | 県                             | 県土整備部（道路課）                 |   |
|      | その他                           |                            |   |
| 関係法令 | 道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 | 事業主体                       | 国 |

| 要望事項の内容  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 一般国道7号青森環状道路は、本市の市街地を東西に横断する同7号及び4号の交通渋滞の解消と東北縦貫自動車道青森ICと市街地を直結する目的で、青森西バイパスから青森東バイパスまでを結ぶ外環状線として整備が進められ、総延長16.6kmのうち、約10.7kmが4車線で供用されております。                   |  |  |  |
| しかしながら、青森西バイパスと青森IC及び市街地を結ぶ区間がいまだ2車線のままのためボトルネックとなっており、特に冬期間は交通障害が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、早期に全線4車線化する必要があります。   |  |  |  |
| 一般国道7号浪岡バイパスは、本市と弘前市・五所川原市地区とのアクセス強化と浪岡地区内の交通混雑や冬期の交通障害の解消を目的として整備が進められ、総延長12.6kmのうち、約10.5kmが供用されておりますが、平成22年度に事業が休止されました。                                     |  |  |  |
| これまで、国土交通省、県及び関係市町村において設置された「鶴ヶ坂地区冬期課題対策検討会」での協議並びに早期の事業再開を要望してきたところ、令和5年3月に『国道7号鶴ヶ坂防災事業』として事業化されました。当該区間において交通障害が発生すると、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、今後は早期完成に向けた整備が必要です。 |  |  |  |
| 東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）は、県都である本市と南部地域の主要都市である八戸市を結ぶ本県の重要な路線であり、令和4年11月に上北自動車道が全線開通したことにより、当該区間の大部分が高規格幹線道路で結ばれました。   |  |  |  |
| 残る七戸～青森間につきましては、国と県が設立した「青森・南部地域道路ネットワーク検討会」において整備方針等の検討が行われておりますが、当該路線は、本県の経済活性化と地域の発展のみならず災害時における広域的な避難や支援物資の輸送など、命の道としても重要な役割を果たすことから早期の整備が必要であります。         |  |  |  |
| つきましては、各路線の状況を鑑み、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。  |  |  |  |
| <p>1. 一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進</p> <p>2. 一般国道7号浪岡バイパスの早期完成</p> <p>3. 東北縦貫自動車道八戸線の七戸～青森間の機能強化</p>   |  |  |  |

| 現在までの主な経緯・参考事項                |  |
|-------------------------------|--|
| 一般国道7号青森環状道路（延長16.6km）        |  |
| 平成14年11月                      | 全線暫定供用   |
| 平成21年7月                       | 青森市大字筒井～大字後范間（延長4.4km）の4車線供用により、延長16.6kmのうち10.7kmが4車線化             |
| 一般国道7号浪岡バイパス（延長12.6km）        |  |
| 昭和62年10月                      | 浪岡五所川原道路入口付近～一般国道101号(1.6km)暫定2車線供用                                |
| 平成6年3月                        | 浪岡跨線橋付近～主要地方道青森浪岡線入口付近(2.1km) 暫定2車線供用                              |
| 平成16年11月                      | 主要地方道青森浪岡線入口付近～浪岡五所川原道路入口(2.7km)・一般国道101号交差点付近～大沢迦峠(2.0km) 暫定2車線供用 |
| 平成21年11月                      | 青森市浪岡大字下十川字扇田～浪岡大字女鹿沢字西花岡（延長約2.1km）暫定2車線供用                         |
| 令和4年8月                        | 第1回鶴ヶ坂地区冬期課題対策検討会（延長約2.1Km）  |
| 令和5年3月                        | 国道7号鶴ヶ坂防災事業決定  |
| 東北縦貫自動車道八戸線（上北自動車道（延長23.8km）） |  |
| 平成25年3月                       | 上北自動車道上北道路(7.7km) 供用開始   |
| 平成30年2月                       | 第1回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）                                   |
| 平成30年5月                       | 第2回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）                                   |
| 平成31年3月                       | 上北自動車道上北天間林道路(7.8km) 供用開始  |
| 令和2年1月                        | 第3回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）                                   |

担当部署名

青森市 都市整備部道路建設課  
青森市 浪岡振興部都市整備課

一般国道7号等の整備促進について（青森環状道路）



# 対策の概要

## ■位置図



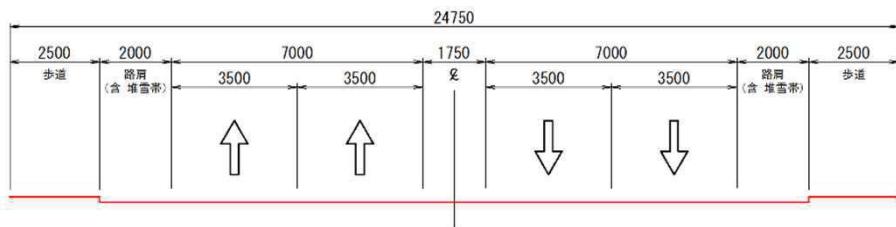
## ■対策の概要

<区間> 青森県青森市浪岡大字大釧迦字沢田  
なみおか だいしゃか さわだ  
つるがさか やまもと  
～同市大字鶴ヶ坂字山本 地内

<延長> 3.7km

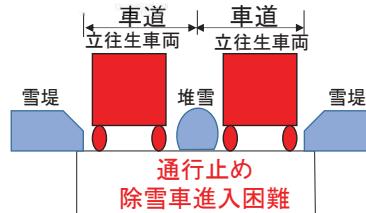
<構造規格等> 第3種1級

## ■標準断面図(mm)

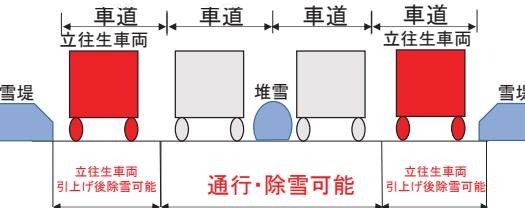


## ■対策イメージ

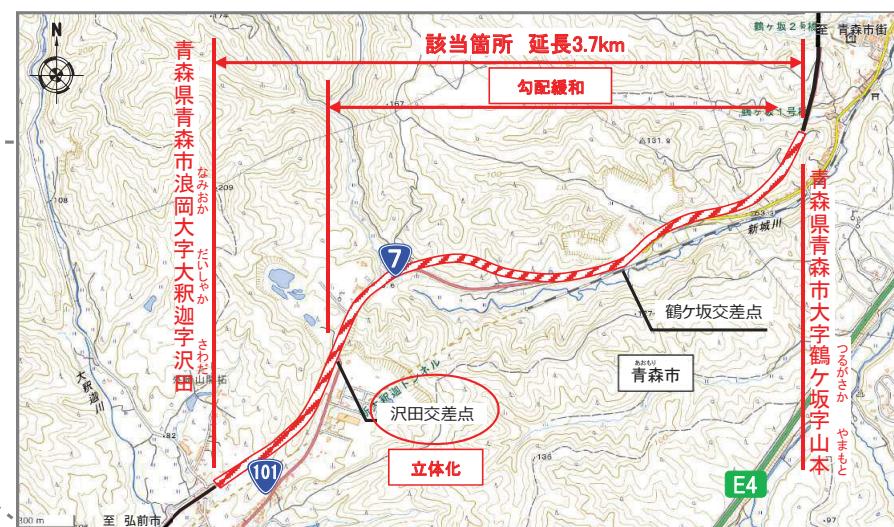
### ○整備前(2車線)



### ○整備後(4車線)



一般国道7号等の整備促進について(鶴ヶ坂防災)



# 青森県内主要幹線道路網

| 高規格道路   | 供用中 | 事業中 | 未事業化 |
|---------|-----|-----|------|
| 地域高規格道路 | 供用中 | 事業中 | 未事業化 |



一般国道7号等の整備促進について(東北縦貫自動車道八戸線・未供用区間「七戸～青森」)

|      |  |   |           |
|------|--|---|-----------|
| 要望項目 | 雪総合対策の推進について（継続）   |   |           |
| 要望先  | 国  | 国土交通省（国土政策局（地方振興課）、不動産・建設経済局（建設業課）、大臣官房（技術調査課）、道路局（企画課、環境安全・防災課））、総務省（自治財政局（財政課）） |           |
|      | 県  | 総務部（市町村課）、県土整備部（道路課）、企画政策部（地域活力振興課）   |           |
|      | その他  |   |           |
| 関係法令 | 豪雪地帯対策特別措置法<br>積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法<br>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 事業主体  | 国、青森県、青森市 |

| 要望事項の内容  |  |
|--|--|
| 本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市域全体が特別豪雪地帯に指定されており、人口 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であることから、市民の雪処理への関心が高く、冬期間の安全・安心のための雪対策の充実が求められています。   |  |
| 本市では、「青森市雪対策基本計画」に基づき、「冬期間における安全で安心な道路環境の確保」、「冬期間における災害に強いまちの機能の確保」など総合的な雪対策を推進しており、官民連携の下、除排雪業務の効率化・省力化に関する調査を進めているところです。   |  |
| しかしながら、毎年の恒常的な降積雪や近年の労務単価の上昇などにより、雪処理に要する財政負担に苦慮していることに加え、雪対策の担い手である除排雪事業者における人手不足と厳しい経営環境、また、急速な少子高齢化に伴う住民の自助による雪への対応力の低下など、依然として冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国及び県との更なる連携・支援を必要としております。   |  |
| 令和 4 年度は、2 月 22 日 9 時時点での累計降雪量が 534 センチメートルを記録し、災害級の豪雪であった令和 3 年度と同等のペースでの降雪となった同等のペースでの降雪となり、昨今の自然条件の著しい変化により、記録的な局所的・集中的降雪や、異常豪雪が多発している。   |  |
| 本市ではこれまで豪雪による市民生活に大きな支障が生じないよう、除排雪を始めとする様々な雪対策のほか、ホームページでの除排雪作業の進捗状況の公開など市民サービスの向上に努めてきたところですが、国・県等の関係者との連携及び DX を活用した除排雪業務における効率化・省力化の体制構築による更なる雪害対策の強化が必要です。   |  |
| つきましては、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯対策基本計画及び青森県基本計画「『選ばれる青森』への挑戦」に基づく各種雪対策の一層の強化・充実を図っていただくほか、DX の技術活用といった本市の取組への支援など次の事項について特段の御配慮をいただきたい。  |  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保</li> <li>2. 除排雪、道路状況等に関する情報提供の強化及び国、県、市の除排雪体制の連携強化</li> <li>3. 流・融雪溝整備に対する補助の充実及び県道への流・融雪溝の整備促進</li> <li>4. 国道・県道における冬期バリアフリー対策の推進及び市道における冬期バリアフリー対策に対する支援</li> <li>5. DX を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組への支援</li> <li>6. 除排雪の担い手である除排雪事業者の確保と育成を図る施策の推進</li> <li>7. 国・県・市・住民、ボランティア等が協力できる、連絡・調整、応援体制の強化</li> <li>8. 通学路等歩道の安全確保や屋根雪処理が困難な世帯に対する除排雪等、緊急を要する経費への財政措置</li> <li>9. 円滑で効率的な排雪作業の実施に向けた国道・県道の早期除排雪による排雪運搬ルートの確保</li> <li>10. 関係機関への働きかけにより、円滑に重機やダンプトラック等の除排雪車両の融通ができる体制構築の推進</li> </ol> |  |

| 現在までの主な経緯・参考事項 |                        |      |      |      |      |  |     |     |     |          |
|----------------|------------------------|------|------|------|------|--|-----|-----|-----|----------|
| 平成 27 年 10 月   | 「第 2 期青森市冬期バリアフリー計画」策定 |      |      |      |      |  |     |     |     |          |
| 平成 29 年 12 月   | 青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設供用開始 |      |      |      |      |  |     |     |     |          |
| 令和 元年 10 月     | 「あおもりスマートシティ協議会」設立     |      |      |      |      |  |     |     |     |          |
| 令和 3 年 3 月     | 「青森市雪対策基本計画」策定         |      |      |      |      |  |     |     |     |          |
|                |                        |      |      |      |      |  |     |     |     | ※データ：気象庁 |
| 年度区分           | 平成25                   | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30   | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4      |
| 最深積雪           | 87                     | 123  | 107  | 56   | 110  | 97   | 38  | 129 | 149 | 103      |
| 累積降雪量          | 630                    | 576  | 556  | 474  | 659  | 546  | 264 | 488 | 600 | 557      |
| 担当部署名          |                        |      |      |      |      | 青森市 都市整備部道路維持課<br>青森市 都市整備部道路建設課<br>青森市 浪岡振興部都市整備課 |     |     |     |          |

|      |                                     |                                   |         |
|------|-------------------------------------|-----------------------------------|---------|
| 要望項目 | 都市計画道路の整備促進について（継続）                 |                                   |         |
| 要望先  | 国                                   | 国土交通省（都市局（街路交通施設課）、道路局（環境安全・防災課）） |         |
|      | 県                                   | 県土整備部（都市計画課、道路課）                  |         |
|      | その他                                 |                                   |         |
| 関係法令 | 都市計画法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 | 事業主体                              | 青森県、青森市 |

| 要望事項の内容   |  |
|---|--|
| 本市市街地における道路交通状況につきましては、国・県の御支援・御協力により、着実に道路整備が進められ、交通混雑の解消が図られております。  |  |
| しかしながら、一部路線では慢性的な交通渋滞が発生し、特に冬季積雪時においては、その状況が一層厳しくなり、市民生活のみならず地域の経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、交通の円滑化を図るための道路整備を促進する必要があります。      |  |
| つきましては、次の路線について県による整備促進及び未着手路線の早期事業着手に特段の御配慮をいただきたい。  |  |
| あわせて、本市による道路整備事業の更なる推進を図るための社会資本整備総合交付金の配分についても、特段の御配慮をいただきたい。  |  |
| <p>1. 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）<br/>     2. 3・4・2号 西滝新城線（新城）<br/>     3. 3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）<br/>     4. 3・4・1号 浦島造道線（原別）</p> |  |

| 現在までの主な経緯・参考事項  |      |        |                 |           |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
|---|------|--------|-----------------|-----------|-----|------|------|------|-------|--------------------|---|--------|-----------------|-----------|-------------------|---|-------|--------------|-----------|-------------------|---|--------|--------------|-----------|
| ○事業着手済路線  |      |        |                 |           |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>事業主体</th> <th>事業期間</th> <th>計画内容</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）</td> <td>県</td> <td>H24～R5</td> <td>L=490m W=15～18m</td> <td>2,090 百万円</td> </tr> <tr> <td>3・4・2号 西滝新城線（新城1）</td> <td>県</td> <td>R2～R6</td> <td>L=570m W=18m</td> <td>2,050 百万円</td> </tr> <tr> <td>3・4・2号 西滝新城線（新城2）</td> <td>県</td> <td>R5～R10</td> <td>L=630m W=18m</td> <td>3,876 百万円</td> </tr> </tbody> </table> |      |        |                 |           | 路線名 | 事業主体 | 事業期間 | 計画内容 | 全体事業費 | 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野） | 県 | H24～R5 | L=490m W=15～18m | 2,090 百万円 | 3・4・2号 西滝新城線（新城1） | 県 | R2～R6 | L=570m W=18m | 2,050 百万円 | 3・4・2号 西滝新城線（新城2） | 県 | R5～R10 | L=630m W=18m | 3,876 百万円 |
| 路線名   | 事業主体 | 事業期間   | 計画内容            | 全体事業費     |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
| 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）  | 県    | H24～R5 | L=490m W=15～18m | 2,090 百万円 |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
| 3・4・2号 西滝新城線（新城1）   | 県    | R2～R6  | L=570m W=18m    | 2,050 百万円 |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
| 3・4・2号 西滝新城線（新城2）   | 県    | R5～R10 | L=630m W=18m    | 3,876 百万円 |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
| ○事業未着手路線  |      |        |                 |           |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
| 3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）<br>3・4・1号 浦島造道線（原別）  |      |        |                 |           |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |
|   |      | 担当部署名  | 青森市 都市整備部道路建設課  |           |     |      |      |      |       |                    |   |        |                 |           |                   |   |       |              |           |                   |   |        |              |           |

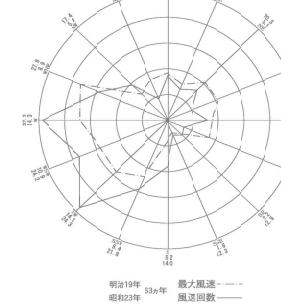
ご注意ください。  
3. この図面は概略図ですので詳細については県または市の方  
担当課にご問い合わせください。  
4. 許可なくして複製することを禁じます。

# 都市計画事業一般平面図

## 県施工事業

- 着手済
- - - 着手予定
- - - - 未着手

### 3・4・1号浦島造道線(原別)



3・2・4号石江西田沢線  
(鉄道立体交差部)

3・4・2号西滝新城線(新城1)  
R2～R6年度 L=570m W=18m

3・4・2号西滝新城線(新城2)  
R5～R10年度 L=630m W=18m

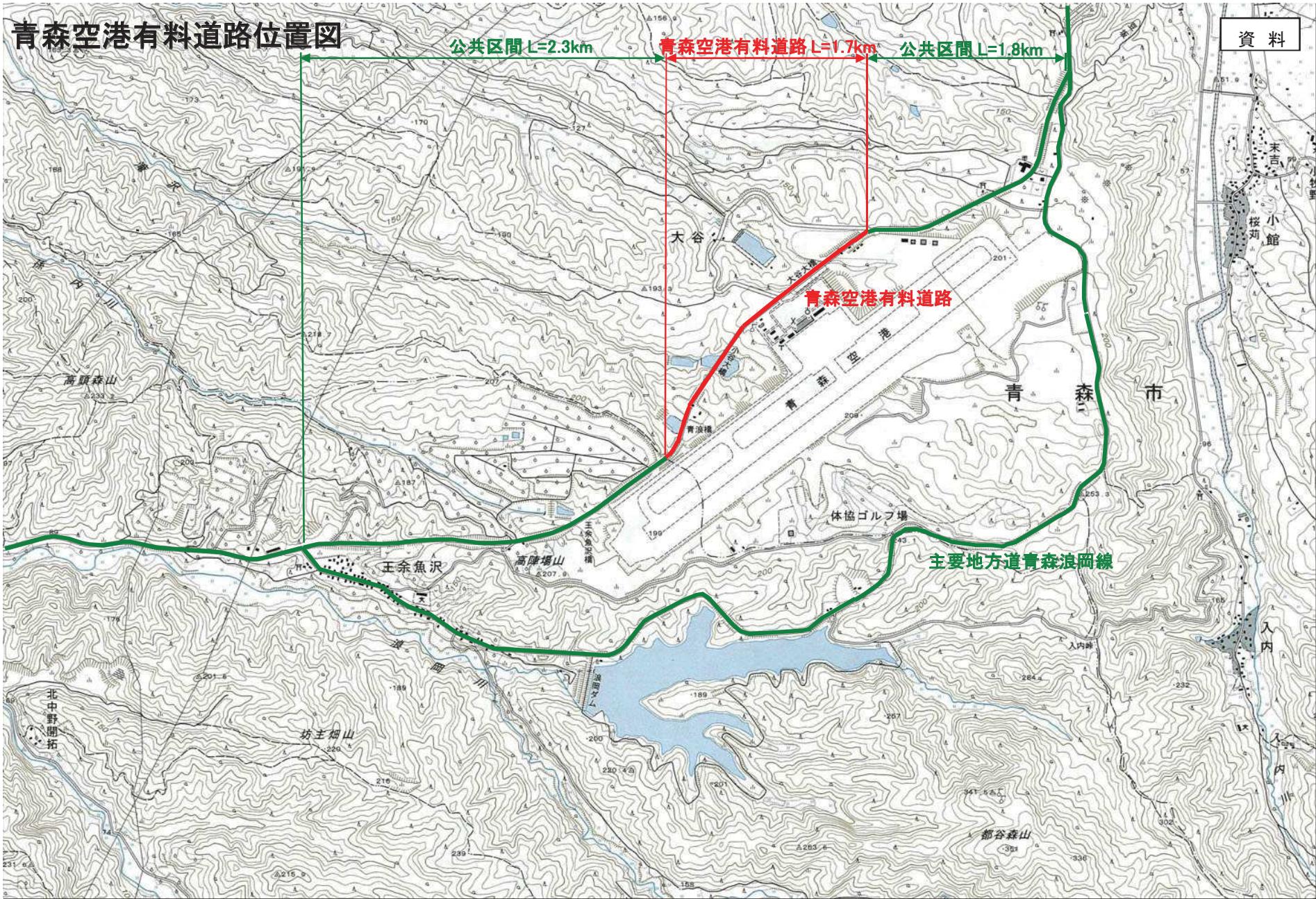
都市計画道路の整備促進について

|      |                      |            |     |
|------|----------------------|------------|-----|
| 要望項目 | 青森空港有料道路の無料化について（継続） |            |     |
| 要望先  | 国                    |            |     |
|      | 県                    | 国土整備部（道路課） |     |
|      | その他                  |            |     |
| 関係法令 | 道路法                  | 事業主体       | 青森県 |

| 要望事項の内容   |
|---|
| <p>青森空港有料道路は、ジェット化に伴って拡張整備された青森空港へのアクセス機能の向上を図るため、青森県道路公社によって整備された有料道路であります。</p> <p>料金徴収期間につきまして、当初は30年間（昭和62年7月～平成29年7月）としておりましたが、期間満了時においても多額の債務残高が見込まれたことから、さらに10年間（令和9年7月まで）延長し、あわせて平成29年7月からサービス向上策として、往復割引の社会実験を実施しているところであります。</p> <p>青森空港有料道路は、青森空港と津軽圏域を結ぶ路線であるとともに、現在県によって整備が進められている津軽横断道路と連携した地域間交流を促進するための広域交通ネットワークの形成にも重要な路線であり、本県経済の更なる活性化のためにも早期に利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p><b>1. 青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒し</b></p> |

| 現在までの主な経緯・参考事項   |
|--|
| <p>青森空港有料道路（延長1.7km、総事業費61億円）</p> <p>昭和59年8月 事業着手（～昭和62年9月）</p> <p>昭和62年9月21日 供用開始（昭和62年7月19日一部供用開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行料金徴収期間 昭和62年7月19日～平成29年7月18日（30年間）</li> </ul> <p>平成29年4月 料金徴収期間延長の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長期間 平成29年7月19日～令和9年7月18日（10年間）</li> </ul> <p>【往復割引の社会実験】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初 平成29年7月19日～令和元年9月30日</li> <li>・延長 令和元年10月1日～令和3年3月31日</li> <li>・再延長 令和3年4月1日～令和5年3月31日</li> <li>・再々延長 令和5年4月1日～令和7年3月31日</li> </ul> |

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 担当部署名 | 青森市 都市整備部道路建設課<br>青森市 浪岡振興部都市整備課 |
|-------|----------------------------------|



資料

青森空港有料道路の無料化について

|      |                            |   |          |
|------|----------------------------|---|----------|
| 要望項目 | <b>津軽横断道路の整備促進について（継続）</b> |   |          |
| 要望先  | 国                          | 国土交通省（国土政策局（広域地方政策課）），東北地方整備局（企画部（広域計画課）） |          |
|      | 県                          | 県土整備部（道路課）                                |          |
|      | その他                        |   |          |
| 関係法令 | 道路法                        |   | 事業主体 青森県 |

| 要望事項の内容   |  |
|---|--|
| <p>本市は、青森空港、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）IC、青森港及び東北新幹線新青森駅の4つの広域交通の拠点となっておりますが、産業、経済の発展と文化、観光の振興などを図るために各拠点の更なる機能強化が必要であるほか、緊急・災害時における輸送機能確保のためにも、津軽地域とこれら拠点施設を結ぶ交通のアクセスがますます重要となっております。</p>                                    |  |
| <p>津軽横断道路は、岩木山麓周辺地域と本市浪岡地区を結び、さらには、青森空港など交通拠点に結節する広域幹線道路として位置付けられ、平成9年には路線を構成する主要地方道五所川原岩木線の調査測量に着手し、平成15年11月には津軽りんご大橋が、平成25年7月には一般県道小友板柳停車場線小友工区が、平成27年12月には主要地方道五所川原岩木線掛落林工区及び一般県道常海橋銀線上常海橋・福館工区が供用開始されております。</p> |  |
| <p>現在、本市浪岡地区に位置する一般県道常海橋銀線福館・女鹿沢工区及び板柳町に位置する主要地方道五所川原岩木線高増工区において鋭意整備が進められております。</p>   |  |
| <p>当該道路が全線開通すれば岩木山麓周辺地域から青森空港までの移動時間が短縮され、地域の産業振興や地域間交流・連携の緊密化、観光地へのアクセス向上などに大きく貢献するものであります。</p>  |  |
| <p>つきましては、県土全体の社会経済活動の活性化と地域の発展のため、さらには、緊急・災害時における命の道としての人流・物流などの輸送機能確保等の観点からも、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>   |  |
| <p><b>1. 広域交通ネットワーク形成の根幹となる津軽横断道路の整備促進による早期完成</b></p>   |  |

| 現在までの主な経緯・参考事項 |   |
|----------------|---|
| 昭和61年度         | 津軽横断道路建設促進期成同盟会の発足（会長：板柳町長）                                 |
| 平成09年度         | 主要地方道五所川原岩木線事業着手（石野・掛落林工区）                                  |
| 平成11年度         | 一般県道小友板柳停車場線事業着手（小友工区）<br>一般県道常海橋銀線事業着手（上常海橋・福館工区、福館・女鹿沢工区） |
| 平成12年度         | 主要地方道五所川原岩木線事業着手（五機形工区）                                     |
| 平成15年度         | 一般県道小友板柳停車場線供用開始（津軽りんご大橋）                                   |
| 平成17年度         | 主要地方道五所川原岩木線（石野・五機形工区）一部供用開始                                |
| 平成25年度         | 一般県道小友板柳停車場線供用開始（小友工区）                                      |
| 平成27年度         | 主要地方道五所川原岩木線供用開始（掛落林工区）<br>一般県道常海橋銀線供用開始（上常海橋・福館工区）         |

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 担当部署名 | 青森市 浪岡振興部都市整備課<br>青森市 都市整備部道路建設課 |
|-------|----------------------------------|



## 津軽横断道路位置図

津軽横断道路の整備促進について(位置図)

# 津軽横断道路箇所図

